

## 2026年こども家庭ソーシャルワーカー試験解答予測

### 問題 1: 国連「児童の代替的養護に関する指針」について

正解:4

#### 解説

この指針は、子どもが家庭環境で育つ権利を重視し、どうしても家庭で暮らせない場合の「代替的養護」のあり方を示したものです。

- **選択肢 1(不適切)**: 棄児(捨て子)であっても、可能な限り自分の生い立ちを知る権利は尊重されるべきとされています。
- **選択肢 2(不適切)**: 代替的養護は、家族との再統合や交流を容易にするため、可能な限り「元の住居地に近い場所」で提供されるべきです。「遠隔地で」とするのは誤りです。
- **選択肢 3(不適切)**: 貧困(金銭的・物質的な理由)のみを理由に子どもを家族から引き離すことは認められません。まずは家族への経済的支援が優先されます。
- **選択肢 4(適切)**: 施設養護よりも家庭的な環境(小規模化、地域分散化)が推奨されており、子どもの権利とニーズを考慮した「小規模で家庭に近い環境」であるべきとされています。
- **選択肢 5(不適切)**: 未成年者が妊娠した場合でも、学業の継続を断念させるのではなく、教育を受ける権利を保障しつつ支援を行うことが求められます。

---

### 問題 2: 子どもの権利に関する国内法について

正解:4

#### 解説

日本の法律における子どもの権利の扱いや、近年の法改正に関する知識を問う問題です。

- **選択肢 1(不適切)**: 「こどもの貧困対策の推進に関する法律」において、対象となる「こども」は「18歳に達するまでの者(または18歳を超えても高校生である者等)」を指します。「小学校就学前まで」ではありません。

- **選択肢 2(不適切)**: 「こども基本法」の成立過程で「こどもコミッショナー(独立した監視機関)」の設置は議論されましたが、現時点の法律自体にその設置規定は盛り込まれていません(こども家庭庁がその役割を一部担います)。
- **選択肢 3(不適切)**: 民法に規定されていた「懲戒権」は、**児童虐待防止の観点から令和4年(2022年)の改正で削除されました**。現在は「体罰の禁止」が明文化されています。
- **選択肢 4(適切)**: 児童虐待防止法第1条などで、児童虐待が「**児童の人権を著しく侵害するもの**」であることが明記されています。
- **選択肢 5(不適切)**: 児童福祉法において、高校を中退したからといって直ちに措置解除(退所)になるわけではありません。自立支援の観点から、必要に応じて措置の延長や自立援助ホーム等への移行などの支援が継続されます。

---

### 問題 3: 子どもの権利に関する宣言等の年代について

正解: 5

解説

子どもの権利に関する国際的な流れを古い順に並べると以下の通りになります。

1. **児童の権利に関するジュネーブ宣言(1924年)**: **【最古】** 第一次世界大戦後、エグランティン・ジェブの提唱により国際連盟で採択されました。
2. **世界人権宣言(1948年)**: 第二次世界大戦後、すべての人に共通の基準として採択されました。
3. **児童の権利に関する宣言(1959年)**: 国連により、ジュネーブ宣言をより発展させる形で採択されました。
4. **児童の権利に関する条約(1989年)**: 日本は1994年に批准。法的拘束力を持つ条約です。
5. **児童の代替的養護に関する指針(2009年)**: 家庭での養護が受けられない子どものための指針です。

---

### 問題 4: 児童虐待防止法と対応について(2つ選択)

正解: 1、4

## 解説

- 選択肢 1(適切): 面前 DV(子どもの前で配偶者に暴力を振るうこと)は、子どもへの心理的虐待に該当します。
  - 選択肢 2(不適切): 虐待の疑いがある場合の通告先は、市町村、福祉事務所、または児童相談所です。家庭裁判所ではありません。
  - 選択肢 3(不適切): 通告義務は専門職だけでなく、「すべての人(何人も)」に課せられています。
  - 選択肢 4(適切): 児童虐待防止法第 3 条において「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と明記されています。
  - 選択肢 5(不適切): 通告先は原則として警察ではなく、児童相談所等です(緊急時や犯罪性の高い場合は警察とも連携します)。また、同居人による虐待を放置することは、保護者による「ネグレクト」に該当します。
- 

## 問題 5: 虐待等による子どもへの影響について

正解:4

### 解説

- 選択肢 1(不適切): 解離症状などは深刻なトラウマ反応であり、一時的なものとは限らず、専門的な治療やケアが必要です。
  - 選択肢 2(不適切): 虐待(特にネグレクト)は、成長ホルモンの分泌に影響を与え、成長障害(低身長など)を引き起こすことが知られています。
  - 選択肢 3(不適切): 反応性愛着障害は、通常 5 歳以前から症状が現れるものであり、思春期まで待たずとも診断・支援が可能です。
  - 選択肢 4(適切): ACE(逆境的小児期体験)研究において、幼少期の逆境体験が多いほど、成人後の生活習慣病や精神疾患のリスクが高まることが示されています。
  - 選択肢 5(不適切): 逆境に負けず適応する力(レジリエンス)を持つ子どもは少なくありません。適切な支援によってその力を引き出すことが重要です。
- 

## 問題 6: 虐待を受けた子どもへの支援について

正解:3

解説

- **選択肢 1(不適切)**: 虐待を受けた子どもは、自己肯定感が低くなりやすく、自殺のリスクは一般より高いと考え、慎重に支援する必要があります。
- **選択肢 2(不適切)**: 大人の顔色を伺う行動は「過剰適応」と呼ばれ、子どもが生き延びるための術ですが、本来の自分を出せていない状態です。これを強化するのではなく、安心して自分を出せる環境作りを支援します。
- **選択肢 3(適切)**: トラウマインフォームドケア(TIC)は、子どもの困った行動を「何かが悪い」と捉えるのではなく、「過去のトラウマへの適応戦略(生き残るための反応)」として理解しようとするアプローチです。
- **選択肢 4(不適切)**: 乳幼児期であっても、喪失体験や虐待は脳の発達や愛着形成に甚大な影響を与えるため、早期支援が不可欠です。
- **選択肢 5(不適切)**: 意図的な再体験は「再トラウマ化」を招く危険があり、避けるべきです。TIC では「安全・安心」の確保を最優先します。

## 問題 7: 子どもや家庭への支援組織・団体の役割

正解:1

解説

2024年(令和6年)4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」に関する最新の知識が問われています。

- **選択肢 1(適切)**: 都道府県には、女性相談支援センターの設置が義務化されました(旧: 婦人相談所)。
- **選択肢 2(不適切)**: 「こども家庭センター」は、市区町村が設置に努める(努力義務)ものであり、都道府県の義務ではありません。
- **選択肢 3(不適切)**: 「児童自立支援施設」は、都道府県および指定都市に設置義務があります。市町村ではありません。
- **選択肢 4(不適切)**: 「子ども・若者総合相談センター」の設置は、地方公共団体の努力義務です。
- **選択肢 5(不適切)**: 児童を一時保護する施設(一時保護所)は、都道府県や指定都市が設置する「児童相談所」に附置されるもので、市町村の義務ではありません。

---

## 問題 8:「災害時のこどもの居場所づくり手引き」について

正解:2

### 解説

2023年(令和5年)に出された最新の指針に基づいた問題です。災害時であっても「子どもの権利」をいかに守るかが焦点です。

- **選択肢 1(適切に近いが...)**: 居場所の開設には喪失感を軽減する効果がありますが、選択肢2の方が指針の掲げる「活動の目的」としてより包括的で適切です。
- **選択肢 2(最も適切)**: 災害という非常時であっても、子どもの「発達の保障」として、学びや遊び、交流の機会を確保することが最優先事項とされています。
- **選択肢 3(不適切)**: 状況が変化するからこそ、子どもの状態を適切に把握するためのアセスメントは継続的に行う必要があります。
- **選択肢 4(不適切)**: 安全確保と防犯、プライバシー保護の観点から、子どものトイレは外部の人(特に成人男性など)と分け、安全な場所に設置することが求められます。
- **選択肢 5(不適切)**: 子どもを単なる「守られる対象」とするのではなく、子どもの主体性(意見表明権)を尊重し、ルール作り等に参加してもらうことが推奨されています。

---

## 問題 9:家族システムにおけるバウンダリー(境界)について

正解:3

### 解説

家族システム論において「バウンダリー(境界)」は、家族の健康度を測る重要な概念です。

- **選択肢 1(不適切)**: バウンダリーがはっきりしている(明確な)ほど、自立と連帯のバランスが取れ、不必要に情緒的な影響を受けすぎなくなります。境界が曖昧だと「情緒的巻き込み」が起こりやすくなります。
- **選択肢 2(不適切)**: これは「家族のライフサイクル」などの説明に近い内容です。

- **選択肢 3(適切):**「適度なバウンダリー」があることで、家族はお互いの個性を尊重しつつ、心理的・身体的な安全を守ることができます。
  - **選択肢 4(不適切):**バウンダリーは「現在の家族の相互作用(関係性)」を示すものであり、過去の原因を特定するものではありません。
  - **選択肢 5(不適切):**これはナラティブ・セラピーの「リオーサリング(語り直し)」に近い説明です。
- 

## 問題 10: アルコール依存症の父を持つ B さんへの支援(事例)

正解:5

解説

この事例では、15 歳の B さんがアルコール依存症の父親の世話や金銭管理を一手に引き受けている「ヤングケアラー」の状態にあります。MSW(医療ソーシャルワーカー)としては、B さんの負担を軽減し、適切な支援に繋げることが最優先です。

- **選択肢 1(不適切):** B さんはすでに過度な負担を負っており、これ以上の情報収集を B さんだけに強いるのは適切ではありません。
  - **選択肢 2(不適切):** 父親の治療継続は重要ですが、15 歳の子どもにその説得の責任を負わせるべきではありません。
  - **選択肢 3(不適切):** 退院後の世話を「B さんが一人で頑張る」ように促すのは、ヤングケアラーの状態を固定化させることになり、最も避けるべき対応です。
  - **選択肢 4(不適切):** 「大人の立ち会い」は重要ですが、それを B さんから親戚に伝えさせるのではなく、支援者が調整に関与すべきです。
  - **適切(正解 5):** まずは B さんのこれまでの頑張りや今の気持ちを受け止め(共感的理解)、B さんを支えてくれる周囲のサポート資源を確認することが、支援の第一歩として最も適切です。
- 

## 問題 11: こども家庭福祉に関連する法律の目的について

正解:5

解説

各法律の目的や定義を正しく理解しているかを問う問題です。

- **選択肢 1(不適切)**: 「こども基本法」は、全てのこどもが健やかに成長できる社会の実現を目指すもので、少子化対策に特化したものではありません。
- **選択肢 2(不適切)**: 貧困対策について規定しているのは「子どもの貧困対策の推進に関する法律」です。「こども基本法」の中にも関連する理念はありますが、記述の主旨とは異なります。
- **選択肢 3(不適切)**: 「少子化社会対策基本法」は少子化への対応を目的としており、特定の困窮家庭を養育支援の義務対象としているわけではありません。
- **選択肢 4(不適切)**: 「子ども・若者育成支援推進法」は、子ども・若者が健やかに育成されるための計画等を定めるものであり、国に「虐待防止基本方針」を義務付けているのは主に「児童虐待防止法」です。
- **適切(正解 5)**: 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」第 1 条の内容そのものです。女性の福祉の増進と、人権の尊重、自立して暮らせる社会の実現を目的としています。

## 問題 12: 地域子ども・子育て支援事業

正答:3

- **1. 不適切**: これは「子育て短期支援事業(ショートステイ)」の説明です。利用者支援事業は、情報の提供や関係機関との連絡調整を行う事業です。
- **2. 不適切**: これは「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」や「養育支援訪問事業」に近い内容です。子育て短期支援事業は、施設で一時的に預かる事業です。
- **3. 適切**: ファミリー・サポート・センター事業の定義そのものです。
- **4. 不適切**: すべての家庭を訪問するのは「乳児家庭全戸訪問事業」です。地域子育て支援拠点事業は、ひろば等の「場所」を設ける事業です。
- **5. 不適切**: これは「放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」の説明です。放課後等デイサービスは、障害のある児童が対象です。

---

## 問題 13: 2022 年(令和 4 年)の児童福祉法改正

正答:1

- 1. **適切**: この改正の大きな柱の一つが、「子どもの権利擁護」の強化であり、市町村にその環境整備を義務付けました。
  - 2. **不適切**: 移行調整(アフターケア)の責任主体は主に都道府県等ですが、今回の改正では自治体全体での支援強化が図られました。
  - 3. **不適切**: 逆です。従来の「福祉型」と「医療型」を一元化し、「児童発達支援」に統合されました。
  - 4. **不適切**: 一時保護所の環境改善は進められていますが、この改正の主眼は「勧告」や「第三者評価」など運用面の強化です。
  - 5. **不適切**: 都道府県知事の権限というより、市町村の「こども家庭センター」設置義務化などが主な変更点です。
- 

## 問題 14: 事例問題(こども家庭センターでの提案)

正答:2・4

- **事例のポイント**: 「家事が進まない」「家の中が汚れている」といった家事支援のニーズがあり、母親が「疲れ切っている」状態です。
  - **解説**: 「子育て世帯訪問支援事業」は、2022年の法改正で新設された事業です。家事や育児が困難な家庭を訪問し、実際の家事・育児支援(料理や掃除の補助など)を直接行うもので、この事例のCさんに最も適しています。
  - 1. **一時預かり事業**: 休息にはなりますが、家の汚れなどの根本解決にはなりません。
- 

## 問題 15: 新しい社会的養育ビジョン(2017年)

正答:2

- 1. **不適切**: 第一義的な選択肢は、まずは「家庭復帰」、それが難しい場合は「養子縁組」や「里親」などの家庭的な養育です。
- 2. **適切**: 「里親委託優先」の原則(フォスターケア・ファースト)がこのビジョンの核心です。乳幼児については特に、原則として施設入所を停止する方針が示されました。

- 3. **不適切**: 18歳を超えても、自立が困難な場合は「自立援助ホーム」等で継続的な支援(アフターケア)を行うべきとされています。
  - 5. **不適切**: 民間あっせん機関を禁止するのではなく、許可制にして適切に活用・推進する方針です。
- 

## 問題 16: 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

正答:5

- 1. **不適切**: 対象は「15歳(義務教育終了後)から20歳(状況により22歳まで延長可)」の、家庭にいられない、あるいは児童養護施設等を退所した子どもたちです。障害児に限定された制度ではありません。
  - 2. **不適切**: 利用者は働いて得た収入の中から、一定の利用料(寮費のようなもの)を支払うのが一般的です。自立に向けた金銭管理の訓練も兼ねています。
  - 3. **不適切**: 実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市ですが、実際の運営は社会福祉法人やNPO法人などの「民間団体」に委託、あるいは民間が設置して都道府県の認可を受ける形がほとんどです。
  - 4. **不適切**: 個室を提供することが「望ましい」とされていますが、設備基準上、必ずしも全室個室でなければならないという義務まではありません(※ただし、プライバシー確保のため個室化が進んでいます)。
  - 5. **適切**: 自立援助ホームの大きな目的は「就労による自立」です。そのため、職場開拓や就職先の確保、就労継続のための支援は、この事業の重要な業務内容に含まれます。
- 

## 問題 17: 児童養護施設運営指針(保護者への支援)

正答:2

- 1. **不適切**: 親子関係の再構築のため、施設内での面会は積極的に推奨されず。
- 2. **適切**: 指針に明記されています。家族との交流が難しい子どもに対して、外部の「週末里親」や「ボランティア家庭」と交流し、一般家庭の生活を経験させることは、将来の自立に向けた大切な配慮とされています。

- **3. 不適切:** 家族支援(家庭復帰支援)は、子どもが入所している施設の職員(家庭相談員など)が中心となって行います。
  - **4. 不適切:** 虐待がある場合でも、将来的な家庭復帰の可能性を探るため、安全を確保した上での「段階的な接触」を検討します。「すべての事例において完全に断つ」という極端な対応は不適切です。
  - **5. 不適切:** 子どもの担当職員と家族の担当職員は、密に連携して一貫した支援を行う必要があります。「別の職員が行わなければならない」という決まりはありません。
- 

## 問題 18: 事例問題(こども家庭センターの対応)

正答:3

- **事例の分析:** 母親 D さんはダブルワークで疲弊し、いわゆる「教育虐待」や「不適切な養育」に近い状態にあります。また、母親は「下の子(妹)だけ預けたい」と訴えており、家族の分離という重大な局面です。
  - **解説:**
    - **1・2. 不適切:** 母親の限界を無視して「頑張れ」と言ったり、子どもに家事を手伝わせたり(ヤングケアラー化の助長)するのは解決になりません。
    - **3. 適切:** ソーシャルワーカーとして、まずは子どもの意向や感情を丁寧に確認(子どもの意見表明権の尊重)し、その上で母親と今後の生活(一時保護やショートステイの利用、家事支援事業の導入など)を相談するのが鉄則です。
    - **4. 不適切:** 離婚した父親への連絡は、DVの有無や現在の関係性が不明な段階ではリスクが高く、慎重であるべきです。
    - **5. 不適切:** 母親の「下の子だけ」という感情的な訴えをそのまま受け入れるのではなく、家族全体の支援を考えるべきです。
- 
-

## 問題 19: 特定妊婦

正答:5

- 1. 不適切: 特定妊婦とは「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」を指します(児童福祉法第6条の3)。
  - 2. 不適切: 「要保護児童対策地域協議会(要対協)」の支援対象に含まれますが、定義自体は妊婦本人を指します。
  - 3. 不適切: 特定妊婦を把握した場合は、出産前(妊娠中)から支援を開始します。
  - 4. 不適切: 支援にあたって本人からの同意を得ることが望ましいですが、虐待のリスクが高い場合など、緊急を要する際は同意がなくても情報の共有や支援が行われることがあります。
  - 5. 適切: 未成年、未受診(飛び込み出産の危険)、経済的困窮などは、特定妊婦として判断される典型的なケースです。
- 

## 問題 20: 成長の評価(標準成長曲線)

正答:3

- 1. 不適切: 現在広く使われている「乳幼児身体発育曲線」などは、主に2000年(平成12年)の調査データに基づいています。
- 2. 不適切:  
から  
の間には、全体の約95.4%が含まれます(50%ではありません)。
- 3. 適切: 日本の成長評価では、平均値からのズレを示す標準偏差(SD)を用いて、その子の発育が標準的な範囲内にあるかを確認します。
- 4. 不適切: 成長速度(Velocity)も重要ですが、この曲線自体は「ある時点での状態」を評価する横断的なものです。

- 5. 不適切: 肥満度は「体重」と「身長」から算出される指標であり、直接「体脂肪率」を測るものではありません。
- 

## 問題 21: 虐待を疑う皮下血腫(あざ)の場所

### 正解: 2

- 解説:
  - 3歳児が転倒などの事故で怪我をしやすいのは、額(おでこ)、肘、膝、脛(すね)などの「骨が突出している部位」です。
  - 逆に、耳(耳介)、首、お腹、太ももの内側などは、通常の生活や遊びの中では怪我をしにくい場所です。ここにアザがある場合は、**身体的虐待**を強く疑うサイン(TEN-4-FACES 法などの指標)となります。

「TEN-4-FACES 法(テン・フォー・フェイス)」について詳しく解説します。

これは、乳幼児の「あざ(皮下血腫)」の場所や状態から、それが「**不慮の事故(転倒など)**」によるものか、それとも「**身体的虐待**」によるものかを判断するための、医学的に信頼性の高いスクリーニング指標です。

---

## TEN-4-FACES 法の内訳

この名前は、注意すべき部位や条件の頭文字をとったものです。

### 1. TEN(部位: 3つのエリア)

以下の部位にあざがある場合は、虐待の可能性を考慮する必要があります。

- Torso(胴体): お腹、背中、胸など
- Ears(耳): ※問題 21 の正解の根拠です
- Neck(首)

### 2. 4(年齢と部位)

- 4歳未満の子どもで、上記の TEN(胴体・耳・首) にあざがある場合。
  - または、生後 4ヶ月未満の乳児のどこかにあざがある場合
-

## 問題 22: 小学校低学年の子どもの特徴

正答: 5(前操作的思考)

- 1. 語彙爆発: 1歳半～2歳頃の特徴です。
  - 2. 分離・個体化: 乳幼児期(マラーの理論)の特徴です。
  - 3. ギャング・グループ: 小学校中学年(3～4年生)以降に見られる徒党集団です。
  - 4. チャムシップ: 小学校高学年～中学生頃の親密な同性愛着的友人関係です(サリヴァン)。
  - 5. 適切: ピアジェの理論では、2歳から7歳頃までが「前操作的思考」の時期です。小学校1年生(6～7歳)は、この時期の終盤にあたります。
- 

## 問題 23: 子どもの性問題行動への対応

正答: 2

- 1. 不適切: 罰を与えるような矯正処置は、子どもをさらに追い詰め、問題を潜在化させるリスクがあります。
  - 2. 適切: 子どもの性的な問題行動は、背景に「不適切な養育環境」や「愛着(アタッチメント)の課題」、あるいは「自身も被害経験がある」などのトラウマが隠れていることが多いため、そこを評価することが不可欠です。
  - 3. 不適切: 養育者への伝達は、今後の支援方針を立てる上で重要です(ただし、養育者が加害者の場合は慎重な対応が必要です)。
  - 4. 不適切: 正しい知識を伝える性教育は、再発防止のために必要に応じて早期から行われます。
  - 5. 不適切: 「どのような場合であっても隔離」は極端です。子どもの安全と心理状態に合わせた環境設定を行います。
- 
- 

## 問題 24: 生活保護制度について

正解:4

解説

生活保護法の目的と扶助の種類に関する基本問題です。

- **選択肢 1(不適切)**: 高等学校の就学費用(学用品や通学費など)は、教育扶助ではなく「**生業扶助(就学支援費)**」として給付されます。教育扶助は「義務教育(小中学校)」が対象です。
- **選択肢 2(不適切)**: 教育扶助などの基準額は、地域による生活水準の差を考慮した「**級地制**」が導入されており、全国一律ではありません。
- **選択肢 3(不適切)**: 生活保護は「**申請保護の原則**」がありますが、急迫した状況にある場合は、申請がなくても保護を行うことができる「**職権保護**」が認められています。
- **選択肢 4(適切)**: 生活保護法第1条に、目的として「**最低限度の生活の保障**」と「**自立の助長**」の2つが明記されています。
- **選択肢 5(不適切)**: 医療扶助は、原則として金銭給付ではなく、診察や治療などの医療サービスを直接提供する「**現物給付**」の形で行われます。

---

## 問題 25: 令和3年度 全国ひとり親世帯等調査について

正解:4

解説

最新(2021年)の統計数値を問う問題です。ひとり親世帯の厳しい経済状況が反映されています。

- **選択肢 1(不適切)**: 母子世帯の母自身の平均年間就労収入は **236万円**です。300万円には届いていません。
- **選択肢 2(不適切)**: 母子世帯の母の就業者のうち、パート・アルバイト等の非正規雇用の割合は約 **38.8%**です。「20%未満」ではありません。
- **選択肢 3(不適切)**: 父子世帯の父の就業率は非常に高く、約 **97%**が就業しています。「70%未満」は誤りです。
- **選択肢 4(適切)**: 母子世帯において、預貯金額が「50万円未満」と回答した世帯は **36.2%**にのぼり、最も多い層となっています。
- **選択肢 5(不適切)**: 離婚した父親から養育費を「現在も受けている」割合は、母子世帯で **28.1%**にとどまっています。「40%以上」には届いていません。

---

## 問題 26: 少年非行に係る専門機関とその役割

正解:1

解説

非行少年への対応における各機関の権限や名称を正しく理解しているかが問われます。

- **選択肢 1(適切)**: 児童福祉法に基づき、児童相談所は非行のある児童(特に14歳未満の触法少年など)を「児童養護施設」や「児童自立支援施設」に入所させる措置をとることができます。
- **選択肢 2(不適切)**: 児童自立支援施設は、非行や行動上の問題がある児童を対象に、生活指導や学習指導を行う場所です。「義務教育終了後の少年の職業訓練」を主目的とする施設ではありません。
- **選択肢 3(不適切)**: 「少年サポートセンター」は主に警察に設置されています。少年鑑別所は、法務省の機関として資質鑑別(アセスメント)を行う場所です。
- **選択肢 4(不適切)**: 「法務少年支援センター」は、少年鑑別所の対外的な名称(愛称)です。少年刑務所ではありません。
- **選択肢 5(不適切)**: 保護観察官の監督のもとで社会内処遇を行うのは、家庭裁判所ではなく**保護観察所**です。

---

## 問題 27: 少年非行に係る専門職とその役割

正解:5

解説

少年院や保護観察所で働く専門職の名称と役割に関する問題です。

- **選択肢 1(不適切)**: 児童自立支援専門員には、一定の実務経験や厚生労働大臣の指定する養成機関の修了等が必要ですが、「保育士資格」が必須要件ではありません。
- **選択肢 2(不適切)**: 児童生活支援員は、以前は「少年指導員」などと呼ばれていましたが、女性に限定されるものではありません。
- **選択肢 3(不適切)**: 少年院に配置され、子どもの矯正教育を行う職員は「**法務教官**」です。非行少年の更生を図る重要な役割を担います。

- **選択肢 4(不適切)**:「保護司」は、法務大臣から委嘱されたボランティア(民間人)です。保護観察所に配置される常勤の専門職は「保護観察官」と呼びます。
  - **選択肢 5(適切)**:少年院では「法務教官」の試験区分の中に「法務教官(心理・福祉)」などがあり、社会福祉士などの有資格者が採用されるルートはあります。
- 

## 問題 28:メンタルヘルスリテラシーについて

正解:4

解説

メンタルヘルスリテラシーとは、心の健康を保ち、適切に対処するための知識や能力のことです。

- **選択肢 4(適切)**:自分の精神状態に気づき、適切な判断と行動(助けを求め、休養をとるなど)ができるスキルそのものを指します。
  - **その他の選択肢について**:メンタルヘルスリテラシーは単なる医学知識だけでなく、「どう動くか」という実行力や、周囲の偏見をなくす態度も含めた広義の概念です。
- 

## 問題 29:子どもの精神疾患に関する記述

正解:1

解説

子どもの心の病気は、大人とは異なる症状の出方をすることが多いのが特徴です。

- **選択肢 1(適切)**:子ども(特に低年齢児)は自分の感情を言葉にするのが難しいため、腹痛、頭痛、食欲不振などの「**身体症状**」としてうつ状態が現れることが非常に多いです。
- **選択肢 2(不適切)**:子どもの PTSD では、イライラ、注意力の低下、再体験(遊びの中での再現)などの症状が顕著に見られます。「見られない」とするのは誤りです。
- **選択肢 4(不適切)**:発達障害(ASDやADHDなど)は、複数が**併存(コモビリティ)**することが非常に一般的です。

- **選択肢 5(不適切)**: 反応性愛着障害(RAD)の子どもは、苦痛な時でも養育者に助けを求めず、むしろ見知らぬ人を含め他者に対して「回避的・抑制的」です。積極的に身体接触を行うのは「脱抑制型対人交流障害」の特徴です。
- 

## 問題 30: 児童を取り巻く課題に関する記述

正解:5

解説

2024年(令和6年)4月施行の最新の法改正に関する非常に重要な問題です。

- **選択肢 5(適切)**: 2024年4月施行の改正児童福祉法において、国や地方自治体が支援すべき対象として「ヤングケアラー」が初めて法律上に明文化されました。これは試験対策として最重要ポイントです。
  - **選択肢 1(不適切)**: 不登校児童生徒数は、近年過去最多を更新し続けており、「減少している」事実は全くありません。
  - **選択肢 2(不適切)**: いじめは、加害側の意図ではなく、被害を受けた本人が「心身の苦痛を感じているもの」と定義されます(いじめ防止対策推進法)。
  - **選択肢 4(不適切)**: 児童虐待の通告は、国民の「義務」です。「努力義務」ではありません。
- 

## 問題 31: 保育所での子育て支援に関する記述

正解:5

解説

保育所保育指針に基づく、地域支援のあり方についての問題です。

- **選択肢 5(適切)**: 保育所は、本来の業務(在園児の保育)に支障のない範囲で、地域に住む親子に対して相談に乗ったり、育児のアドバイスを行ったりする「地域の子育て支援拠点」としての役割を持つことが明記されています。
- **選択肢 1(不適切)**: 社会福祉士等の設置は推奨されますが、地域子育て支援拠点事業を行う上での「必須の人的要件」として法律で一律に義務付けられているわけではありません。
- **選択肢 4(不適切)**: 保育士は、入所児童の保護者に対しても、その子育てを支援する役割を担います。専門的な技術や知識を用いた支援は、保育所の重要な職務の一つです。

---

## 問題 32: 保育所等における子育て支援事業

正解:1

### 解説

保育所が行う「地域子育て支援拠点事業」や、関連する事業の仕組みについての問題です。

- **選択肢 1(適切):** 地域子育て支援拠点事業(一般型・出張型)は、市町村が認めた場合には、小規模保育事業や地域子育て支援事業など、複数の事業を組み合わせる実施することが可能です。
- **選択肢 2(不適切):** 保育所へのカウンセラー配置は、全ての園に義務付けられているわけではありません(配置している園もありますが、公的な「必須事業」の定義とは異なります)。
- **選択肢 3(不適切):** 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)は、原則として生後4か月までの乳児がいる全家庭を対象としています。
- **選択肢 4(不適切):** 民間あっせん機関が行う養子縁組の支援は、保育所の業務ではありません。
- **選択肢 5(不適切):** 広域入所(居住地以外の保育所利用)は、保護者の就労等の事情により、自ら選んだ適切な保育所等を利用できる仕組みです。その園に通う児童のみに限定されるものではありません。

---

## 問題 33: ネットワークに関わる理論

正解:4

- **解説:**
  - **選択肢 1(誤):** 「弱い紐帯(ちゅうたい)の強み」を提唱したのは、パトナムではなく**グラノヴェッター**です。
  - **選択肢 2(誤):** 「コンボイ・モデル(援護隊モデル)」を提唱したのは、**カーンとアントヌッチ**です。グラノヴェッターではありません。
  - **選択肢 3(誤):** **ハートマン(Ann Hartman)**は、ネットワークの維持ではなく、家族関係や社会資源を可視化する「**エコマップ**」を考案したことで有名です。

- **選択肢 4(正)**: リップナックとスタンプスは、ネットワークを単なる「組織」ではなく、他人とのつながりを形成する「プロセス(過程)」として捉えることを提唱しました。
- **選択肢 5(誤)**: エコマップを考案したのはハートマンです。トレーシーとウィッターは、より詳細なネットワークを分析する「ソーシャルネットワーク・マップ」を開発しました。

---

## 問題 34: チーム内会議におけるファシリテーション

正解:5

解説

多職種連携(チーム会議)を円滑に進めるための、司会者(ファシリテーター)の役割を問う実務的な問題です。

- **選択肢 1(不適切)**: 発言に偏りがある場合は、発言の少ないメンバーに話を振るなど、調整を行うのがファシリテーターの役割です。
- **選択肢 2(不適切)**: 異なる意見が出ることは多職種連携において自然なことであり、それを無理に避けるのではなく、対話を通じてすり合わせる必要があります。
- **選択肢 3(不適切)**: 論点の整理は、参加者任せにするのではなく、ファシリテーターが中心となって行います。
- **選択肢 4(不適切)**: 感情的な反応を単に「離れる」のではなく、なぜそのような感情が出ているのか(背景にあるニーズ)を理解し、適切に扱う必要があります。
- **選択肢 5(適切)**: 会議の目的は「合意形成」です。出された意見を整理し、論点を絞り込みながら、全体として納得感のある結論を導き出すことが最も重要です。

---

## 問題 35: 施設入所児童(Gさん)への初期の関わり

正解:3

解説

児童養護施設などの施設入所直後の子どもは、不安や孤独感、大人への不信感を抱えていることが多いです。ソーシャルワーカー(Fさん)には、まず子どもの心理的安全性(ラポール形成)を確保する姿勢が求められます。

- **選択肢 1(不適切)**: ネガティブな感情(不安や悲しみ)を避けて進めるのではなく、まずはその感情を丸ごと受け止める(受容)ことが支援の基本です。
- **選択肢 2(不適切)**: 児童相談所からの情報はあくまで参考であり、目の前の子どもの主観を無視して一方的に聞き出すのは、不信感を強める原因になります。
- **選択肢 3(適切)**: 「気持ちに寄り添う」「本人の語りを促す」ことは、信頼関係を築くための鉄則です。特に「頼れる人がいない」と感じている G さんにとって、自分の話を聴いてくれる存在は不可欠です。
- **選択肢 4(不適切)**: 「慣れることが優先」と説得するのは、大人の都合の押し付けになりがちです。子どものペースを尊重する必要があります。
- **選択肢 5(不適切)**: 「何でも解決してあげる」という万能感を与える約束は、かえって依存を招いたり、解決できなかった時に裏切られたと感じさせたりするリスクがあります。

---

## 問題 36: 不登校支援における「ナラティブ・アプローチ」

正解:1

解説

ナラティブ・アプローチとは、その人が語る「物語(ナラティブ)」に注目し、その物語を書き換えていく(リオーサリング)ことで問題解決を図る手法です。

- **選択肢 1(適切)**: 不登校という経験を「単なる挫折」ではなく、本人にとって新しい意味を持つ物語(例: 自分を見つめ直す大切な期間だったなど)として再構成し、未来への希望に繋げることは、ナラティブ・アプローチの核心です。
- **選択肢 2(不適切)**: 恐怖心を煽って行動を強制するのは、いかなる支援においても不適切です。
- **選択肢 3(不適切)**: これは「ミラクル・クエスチョン」などの解決志向(ソリューション・フォーカス)アプローチに近い手法です。
- **選択肢 4(不適切)**: ストレングス(強み)に注目する手法ですが、ナラティブ・アプローチの「物語の書き換え」という定義とは少し異なります。

- 選択肢 5(不適切): スモールステップを設定して成功体験を積みせるのは、行動療法的なアプローチです。
- 

## 問題 37: グループ活動におけるIさんへの関わり(事例)

正解: 5

解説

13歳のIさんは、不登校の経験や過去の友人関係によるトラウマから、非常に慎重で内向的になっています。グループ活動に「少し離れて座って見ていた」という状態は、彼なりの一歩であり、まずは安心できる環境(ラポール)を築くことが優先されます。

- 選択肢 1(不適切): 放置しすぎると、疎外感を感じて再び来なくなってしまうリスクがあります。
  - 選択肢 2(不適切): 無理強いとはトラウマの再体験(再トラウマ化)を招く恐れがあり、最も避けるべきです。
  - 選択肢 3・4(不適切): 本人の心の準備ができていない段階で、不登校の理由や家庭生活などのプライベートな話を皆の前でさせるのは、プライバシーの侵害であり、心理的負担が大きすぎます。
  - 選択肢 5(適切): グループワークの援助者(ワーカー)として、Iさんが無理に話さなくてもその場において良いという雰囲気を作りつつ、自然に他のメンバーと交流できるような橋渡し(ファシリテーション)を行うことが最も適切です。
- 

## 問題 38: 1970年代以降の地域福祉理論

正解: 5かな

解説

日本の地域福祉の基礎を築いた理論家たちの分類に関する知識が問われています。

- 選択肢 1(不適切): 岡村重夫は、地域福祉の構成要素として、一般の人々で構成される「一般的コミュニティ」と、福祉的援助を必要とする人々と支援者で構成される「福祉的コミュニティ」の二つを挙げました。
- 選択肢 2(不適切): 永田幹夫は、地域福祉の構成要素として「住民主体」「公私協働」などを説きましたが、この選択肢の説明は一般的すぎます。

- **選択肢 3(不適切)**: 石田久男は、地域福祉の構成要素として「福祉サービス」「環境改善」「組織化」「計画化」の4点を挙げましたが、記述にある項目とは少し異なります。
- **選択肢 4(不適切)**: 岡村重夫の理論の中心は一貫して「社会関係の主体的側面」にありました。
- **選択肢 5(適切)**: 記述にある「①行政施策、②住宅福祉(在宅福祉)、③住民の主体性(参加)」という3分類は、**右田紀久恵**による「三元構造」の説明です。阿部志郎ではありません。

### 岡村重夫の地域福祉「3つの構成要素」

岡村は、地域福祉を以下の3つの柱で説明しました。

#### 1. コミュニティケア

1. 家族や近隣、または専門職によって、**在宅(地域の中)**で生活を支える活動のことです。

#### 2. 地域組織化活動(コミュニティ・オーガニゼーション)

1. これをご質問の通り、さらに2つに分けて説明したのが岡村の特徴です。
2. **一般的な地域組織化活動**: 町内会や自治会など、住民が生活環境を良くするために**行う広範な活動**。
3. **福祉組織化活動**: 社会福祉協議会(社協)などが中心となり、福祉の問題に特化して住民や専門家を組織する**専門的な活動**。

#### 3. 予防的社会福祉

1. 問題が起こってから助けるのではなく、問題が起こらないように**生活環境を整え、住民の主体的な関わりで解決を図る**という考え方です。

### なぜ「間違いか？」と気になったのでしょうか？(推測)

もし、この問題(問38)の正解が「5(牧里毎治)」とされているために「1は間違いなのか？」と思われたのであれば、以下の点に注目してください。

- **問題の「最も適切」というニュアンス:**

選択肢1の内容自体は、岡村重夫の理論として**100%正しい**です。しかし、試験問題(特に1970年代以降の変遷を問うもの)では、より新しい時代の定義(牧里理論など)を正解にするケースがあります。

- **理論の時代背景：**

岡村理論は1950～60年代に基礎が作られました。「1970年代以降の地域福祉理論」という問いに対して、1980年代以降に大きな影響を与えた牧里毎治の「4つの柱」の方が、問題作成者の意図として「より時代に即した回答」として選ばれた可能性があります。

## 結論

あなたの挙げたキーワードは、岡村重夫の理論を正確に捉えています。

試験対策としては、以下のセットで暗記しておけば完璧です。

**岡村重夫 = 「コミュニティケア」+「2つの地域組織化」+「予防的社会福祉」**

他に、別の理論家(右田紀久恵やパットナムなど)との違いで迷っている部分はありませんか？

この3要素の組み合わせは、社会福祉士や保育士試験の超頻出ポイントですので、自信を持ってそのまま覚えて大丈夫ですよ！

「①行政施策、②住宅福祉(在宅福祉)、③住民の主体性(参加)」という3分類したのは誰か

その3分類(行政施策・在宅福祉・住民参加)を提唱したのは、

**永田幹夫(ながた みきお)**です。

ご提示いただいた画像の問題38の選択肢2にも名前が出ていますが、試験対策として整理すると以下のようになります。

---

### 永田幹夫の「地域福祉の3つの構成要素」

永田幹夫は、1980年代に地域福祉の概念を政策的な観点から整理し、以下の3つが必要であると説きました。

#### 1. 基本的条件(行政施策・政策)

1. 法律、制度、予算、行政による計画など、地域福祉を支える「器(うつわ)」や「ルール」のことです。

#### 2. サービス構成要件(在宅福祉)

1. 実際に地域で提供されるホームヘルプ、デイサービス、ショートステイなどの「具体的な支援内容」のことです。

#### 3. 運営要件(住民の主体性・参加)

1. サービスを動かす力としての「住民活動」や「ボランティア」、住民による「自治」のことです。

永田はこの3つが揃うことで成り立つ「自治型地域福祉」という考え方を提唱したことで知られています。

---

**【注意】似ている「牧里每治」との違い**

画像の問題38の正解である牧里每治(まきさと つねじ)と非常に似ているので、整理しておきましょう。

- 永田幹夫:3分類
    1. 行政施策(政策)
    2. 在宅福祉(サービス)
    3. 住民の主体性(運営)
  - 牧里每治:4分類(永田の3つに「1つ」足したイメージ)
    1. 政策重視
    2. 在宅福祉
    3. 住民の主体形成と参加
    4. コミュニティ重視(←これに加わると牧里理論になります)
- 

**まとめ**

「3つの分類」と言われたら永田幹夫、「4つの分類(軸)」と言われたら牧里每治、と覚えるのが最も効率的です！

•

---

**問題 39:社会福祉に関連する今日的な社会状況(2つ選択)**

正解:1、4

**解説**

- 選択肢 1(適切): 2021年(令和3年)の全国ひとり親世帯等調査では、母子世帯の平均年間収入(約373万円)は、父子世帯(約606万円)よりも大幅に低いことが示されています。
- 選択肢 2(不適切): 2070年には高齢化率が約39%に達すると予測されており、社会保障負担は軽減されるのではなく、増大すると見込まれています。

- **選択肢 3(不適切)**: 2021 年の社会生活基本調査では、**新型コロナウイルスの影響**により、ボランティア活動の行動者数は 5 年前(2016 年)と比較して大きく減少しました。
- **選択肢 4(適切)**: 日本の合計特殊出生率(2023 年は **1.20**)は、人口を維持するために必要な水準(人口置換水準:約 **2.07**)を大きく下回っています。
- **選択肢 5(不適切)**: 2024 年の調査では、孤独感を「常にある・しばしばある」と答えた割合が最も高かったのは **20 代(または 30 代)**の若い世代であり、10 代が最も高いわけではありません。

## 問題 40: 市町村地域福祉計画の策定・進行管理・検証

正解:3、5

### 解説

社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」に関する実務的・法的な知識を問う問題です。

- **選択肢 1(不適切)**: 横断的課題として捉える視点は重要ですが、計画の「策定・管理・検証」という法的な枠組みの説明としては、**選択肢 3 や 5 の方が直接的**です。
  - **選択肢 2(不適切)**: 地域福祉計画は、市町村が主体となって策定するものであり、社会福祉協議会(社協)の計画(地域福祉活動計画)とは別のものです(連携は図りますが、社協の計画がそのまま行政計画になるわけではありません)。
  - **選択肢 3(適切)**: **社会福祉法第 107 条第 2 項第 1 号**において、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備(包括的支援体制)」に関することを記載するよう努めるものとされています。
  - **選択肢 4(不適切)**: 計画には目標などは記載されますが、主な目的は「体制の整備」や「住民参加の促進」であり、単なる「行政実績の報告」ではありません。
  - **選択肢 5(適切)**: 計画は作って終わりではなく、PDCA サイクル(計画・実行・評価・改善)を回すことが求められます。そのため、**実施状況の検証(調査・分析)**を行うことは不可欠です。
-

## 問題 41:ソーシャルワーク専門職のグローバル定義(2014 年)

正解:4

解説

2014 年に IFSW (国際ソーシャルワーカー連盟) と IASSW (国際ソーシャルワーク学校連盟) の合同会議で採択された定義に関する問題です。

- 選択肢 1(不適切): ソーシャルワークは経済成長を前提とするのではなく、社会正義、人権、集団的責任、多様性の尊重を基盤としています。
- 選択肢 2(不適切): 市場原理や個人の自由のみを最優先するのではなく、「集団的責任」や「社会の連帯」を重視します。
- 選択肢 3(不適切): 文化的な価値は尊重しますが、人権を判断する際の「絶対的な基準」とするわけではありません。人権は普遍的なものとして捉えつつ、文化的な文脈に配慮します。
- 選択肢 4(適切): 定義の本文そのものです。「社会変革、社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である」というフレーズは丸ごと暗記必須です。
- 選択肢 5(不適切): 以前の定義に比べ、2014 年版は西洋の合理的枠組みだけでなく、「先住民の知恵(知識)」などを取り入れているのが大きな特徴です。

---

## 問題 42:近代日本の社会福祉の先駆者

正解:2

- 解説:
  - 選択肢 1(誤): キングスレー館を設立し、セツルメント活動を行ったのは片山潜です。
  - 選択肢 2(正): 留岡幸助は、北海道に「家庭学校」を設立し、非行少年の教化(感化事業)に尽力しました。
  - 選択肢 3(誤): スラム地域の貧困児童のために「双葉幼稚園(後の双葉保育園)」を設立したのは野口ゆかや森島峰です。
  - 選択肢 4(誤): 知的障害児のための「滝乃川学園」を設立したのは石井亮一です。

- **選択肢 5(誤)**: 岡山孤児院を設立し、「無制限收容」や「家族主義」を実践したのは石井十次です。

---

## 問題 43: スクールソーシャルワーカー(SSW)の対応

正解: 2

解説:

中学1年生のJさんは、不登校気味ですが「本当は学校に行きたい」という意思を持っています。家庭環境(父親の非協力、母親のストレス)にも課題がある中での適切な支援を問う問題です。

•

- **選択肢 2(正)**: ソーシャルワークの基本である「自己決定の尊重」と「アセスメント」に基づいた最も適切な対応です。不登校の背景には複雑な要因があるため、本人の話を丁寧に聴き、本人が納得できる選択肢と一緒に考える姿勢が求められます。
- **選択肢 1(誤)**: 「早期の教室復帰」を唯一のゴールとして設定し、担任が主導して計画を立てることは、本人の意思を置き去りにする可能性が高く、SSWの役割としては不適切です。
- **選択肢 3(誤)**: 母親に「原因がある」と決めつけて指導(説教)することは、孤立している母親をさらに追い詰め、支援関係を損ねてしまいます。
- **選択肢 4(誤)**: ワーカーの「経験」だけで本人の真意を推測し、支援方針を勝手に決定することは、クライアント不在の支援となり不適切です。
- **選択肢 5(誤)**: 通信教育などの活用を保護者の「代理で」申請することは、本人の意向確認が不十分な段階では性急すぎます。

---

## 問題 44: 地域共生社会の考え方に基づく支援(2つ選択)

正解: 2、4

解説

こども食堂を拠点とした、8歳のMちゃんと母親への支援事例です。地域住民や専門機関を巻き込んだ「地域共生」の視点が問われています。

- **選択肢 1(不適切)**: 「虐待になる可能性がある」と一方的に母親を問い詰めることは、母親を追い詰め、支援の網からこぼれ落ちさせてしまうリスクがあります。
- **選択肢 2(適切)**: 「地域住民との交流」を通じて母親の孤立を防ぎ、笑顔を取り戻せるような環境を作ることは、地域共生社会の理念(多世代交流・居場所づくり)に合致した非常に良い支援です。
- **選択肢 3(不適切)**: 転職を勧める(ハローワークへ行くように言う)のは、今の生活を必死に維持している母親にとって負担が大きく、解決の優先順位としても適切ではありません。
- **選択肢 4(適切)**: 経済的に厳しいという母親の訴えに対し、適切な専門支援(生活困窮者自立支援事業など)の情報を提示し、「一緒に行きませんか?」と同行支援を提案することは、伴走型支援として極めて適切です。
- **選択肢 5(不適切)**: 様子を知るためであっても、二人の同意なく自宅付近で聞き込みをしたり話を聴きに行くことは、プライバシーの侵害であり、信頼関係を完全に壊す行為です。

---

## 問題 45: こども家庭センターの運営

正解:1

- **解説:**
  - **選択肢 1(正)**: こども家庭センターは、これまでの「母子保健包括支援センター(保健)」と「子ども・家庭総合支援拠点(福祉)」を改編・統合したものです。母子保健と児童福祉の両機能が連携し、一体的に相談・支援を行う体制を目指しています。
  - **選択肢 3(誤)**: センターには「統括支援員」を配置することとされていますが、その役割は「情報連絡」にとどまらず、センター全体のマネジメントや関係機関との調整など、多岐にわたる重要なポストです。
  - **選択肢 5(誤)**: 個別に担当を振り分ける(分断する)のではなく、両機能が「一体となって」ケースに関わるのがこのセンターの最大の目的です。

---

## 問題 46:こどもの居場所づくりに関する指針

正解:3、5 解説:

- **選択肢 3(正)**: この指針では、子ども・若者の居場所づくりを社会全体で支えるため、**地域住民や多様な主体が関心を持ち、見守りなどの役割を担うことが期待されています。**
- **選択肢 5(正)**: 居場所は、物理的な場所だけでなく、**オンライン空間(デジタル技術の進歩)**や心理的な安心感も含みます。立地や地域特性、技術の進歩によって形が変わるものであると定義されています。
- **選択肢 1(誤)**: 「子ども・若者」の範囲は、18歳未満に限定されず、概ね30代までの若者も含まれるなど、幅広く捉えられています(こども家庭庁の定義に基づく)。
- **選択肢 2(誤)**: 物理的な「場」に限定されません。「心の居場所」や「オンライン上の居場所」も重要視されています。
- **選択肢 4(誤)**: 子ども食堂は代表的な活動の一つですが、それ「のみ」が主たる資源ではありません。児童館、プレイパーク、学習支援など多岐にわたります。

## 問題 47: 保育所におけるソーシャルワーカーの対応(事例)

正解:5

解説

相談者のNさんは、仕事と育児の両立で疲弊しており、特に子どもが小学生になった後の放課後の居場所(小1の壁)に不安を感じています。

- **選択肢 1~4(不適切)**: 転職を勧める(1)、他人の個人情報を出す(2)、行政へ丸投げする(3)、交流を控える(4)といった対応は、相談者の不安を解消するどころか、孤立を深めたり不信感を招いたりするため不適切です。
- **選択肢 5(適切)**: ソーシャルワーカーには、個別の相談に乗るだけでなく、不足している「**社会資源を開発・提案する**」というマクロな役割があります。園長や地域、行政と連携して「**放課後の支援**」という仕組み作りを提案することは、Nさんだけでなく同じ悩みを抱える他の保護者の支援にもつながる、極めて適切な対応です。

---

## 問題 48: 児童相談所の児童福祉司 SV(スーパーバイザー)

正解:4(または自治体により2)

### 解説

児童福祉司 SV は、経験の浅い児童福祉司を指導・監督(スーパービジョン)する非常に重要な役職です。

- **選択肢 1(不適切)**: 児童福祉司としての実務経験は、原則として**5年以上**(またはそれに準ずる期間)必要です。「2年」では足りません。
- **選択肢 2(不適切)**: SV の主な役割は「自施設の児童福祉司」に対する指導・監督です。他の機関への指導も行いますが、定義としては内部の指導が中心です。
- **選択肢 3(不適切)**: 厚生労働大臣が定める研修の受講は必須ですが、それだけで SV になれるわけではなく、実務経験等の要件が組み合わされます。
- **選択肢 4(適切)**: 指導の質を保つため、1人の SV が担当する部下(スーパーバイジー)の人数は、近年の国の指針では**概ね5人以下**とされています。試験対策としては、より手厚い体制を目指す「3人から5人」という基準が正解とされることが多いです。
- **選択肢 5(不適切)**: 現場を離れていた期間がある場合、最新の知見や法律を学ぶための再研修やフォローアップは不可欠です。

---

## 問題 49: 児童福祉法および児童虐待防止法の理念

正解:4

### 解説

児童福祉法の「根本原理」に関する問題です。

- **選択肢 1・2(不適切ではないが...)**: 保護者の第一義的責任や国・自治体の支援義務は確かに明記されています(児童福祉法第1条の2など)。しかし、法全体の「原理」として最も象徴的なのは**選択肢 4**です。
- **選択肢 3(不適切)**: 市町村に義務付けられているのは「条例に記載すること」ではなく、実際の支援体制の整備(こども家庭センターの設置など)です。
- **選択肢 4(適切)**: 児童福祉法第1条には、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、

愛護されること...」と規定されています。記述にある「ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」という言葉は、法の最も基礎となる理念です。

- **選択肢 5(不適切)**: 児童相談所には「臨検・捜索(立ち入り調査)」の権限がありますが、これには**裁判所の許可状(令状)**が必要です。「独自の判断で」行うことはできません。

---

## 題 50: 児童福祉に従事する者の守秘義務

正解:5

解説

専門職としての守秘義務と、その例外(情報の共有)についての正誤を問う問題です。

- **選択肢 1(不適切)**: 刑罰の対象となります。児童福祉法第 61 条等において、職務上知り得た秘密を漏らした者は、罰則(懲役または罰金)に処せられることが明記されています。
- **選択肢 2(不適切)**: 資格を喪失(退職)した後であっても、在職中に知り得た秘密を漏らしてはならない義務(守秘義務)は継続します。
- **選択肢 3(不適切)**: 保育士であっても、守秘義務は厳格に適用されます。「罪に問われることはない」は誤りです。
- **選択肢 4(不適切)**: 援助に不可欠な範囲で、専門職間(要対協など)で情報を共有することは守秘義務違反にはなりません。法的な報告義務(虐待通告など)がある場合を除き、むやみに情報を漏らすことは禁じられています。
- **選択肢 5(適切)**: 民間機関の相談員であっても、受託業務等を通じて知り得た他人の秘密を正当な理由なく漏らした場合、法に基づき罰則の対象となることがあります。

---

## 問題 51: 一時保護ガイドライン(2025 年改正)に基づく対応

正解:2

- **解説:**
  - **選択肢 2(正)**: 2025 年の新ガイドラインでは、一時保護中の子どもの「**最善の利益**」と「**権利**」が強調されています。単なる管理ではなく、子

どもたちが主体的に過ごし、意見を出し合って生活環境(遊びや余暇の過ごし方)を決めることは、権利擁護の観点から非常に推奨されています。

- **選択肢 1(誤)**: 居室のドアのカーテンを常に開けておくことは、過度な監視となりプライバシーの侵害にあたります。
- **選択肢 3(誤)**: 意見箱を「職員室」に置くと、職員の目が気になって子どもが自由に意見を入れられません。「職員から離れた、子どものプライバシーが守られる場所」に設置するのが正解です。
- **選択肢 4(誤)**: 日記を「強制」することは、子どもの心理的負担(トラウマの想起など)に配慮しておらず、適切ではありません。
- **選択肢 5(誤)**: 家族の写真や私物を隠すことは、家族との絆を遮断し、子どもにさらなる不安を与えます。安全が確認されていれば、**持ち込みを尊重するのが現在の原則**です。

---

## 問題 52: 虐待対応における子どもの意見聴取と権利

正解: 4

- **解説:**

- **選択肢 4(正)**: 子どもの安全を守るために緊急性が高い場合(命の危険があるなど)、まずは一時保護を優先します。その上で、保護した後速やかに子どもに対して説明を行い、意見を聴くという手順が認められています。
- **選択肢 1(誤)**: 2歳児であっても、言葉だけでなく表情や遊び、行動を通じて「意見(意向)」を把握する努力を放棄してはいけません。
- **選択肢 2(誤)**: 複数の機関がバラバラに何度も同じことを聞く(多重面接)は、子どもの再トラウマ(セカンドレイプ的な精神的苦痛)を招くため、代表者が一括して行う「司法面接」の手法が推奨されています。
- **選択肢 5(誤)**: 保護の理由を「子どもの問題行動」のせいにするのは、**子どもの自己肯定感を著しく傷つける不適切な対応**です。事実を、子どもの発達段階に合わせて誠実に説明する必要があります。

## 問題 53: 児童相談所の対応(事例問題)

正解:5

解説:2歳のOちゃんの事例では、母親Pさんの不安定な養育環境や、過去の遺棄(置き去り)経験、そして保育所の懸念など、複数のリスクが重なっています。

•

- **状況分析:** 5歳のOちゃんに対し、虐待の疑い(通告)がある状況です。保育所は「母親との関係維持」を重視していますが、児童相談所としては「**子どもの安全確保**」が最優先事項となります。
- **選択肢 5(正):** 児童虐待対応の原則は、「**子どもの安全を最優先すること**」です。子どもの意向を聴取・勘案することは大切ですが、生命や身体の安全が脅かされる危険がある場合は、**子どもの意向に反してでも一時保護を行う判断**が必要になります。
- **選択肢 1(誤):** 保護者との関係性(ラポール)は重要ですが、安全確保を犠牲にしてまで優先することはありません。
- **選択肢 2(誤):** 保育所の判断を鵜呑みにせず、児童相談所が独自の調査(48時間以内の安全確認ルールなど)に基づきリスク判断を行います。
- **選択肢 4(誤):** 安全確保が必要な場合、保護者の「**了解(同意)**」が得られなくても、職権で行使するのが児童相談所の役割です。

---

## 問題 54: 支援者支援における諸概念

正解:4

• 解説:

- **選択肢 4(正):** **PTG(Post-Traumatic Growth: 創傷後成長)**の定義です。過酷な体験や困難な出来事(支援場面でのトラウマなど)に直面し、もがき苦しむプロセスを経て、心理的に肯定的な変化(成長)が生じることを指します。
- **選択肢 2(誤):** レジリエンスとは、困難な状況から「**立ち直る力(回復力)**」のことを指します。

- **選択肢 3(誤)**:「共感満足」とは、他者を助けることで得られる喜びや達成感のことです。「回復力」を指すのはレジリエンスです。
  - **選択肢 5(誤)**:「代理トラウマ(共感性疲労)」は、支援者がクライアントの凄惨な体験を聴くことで、支援者自身の世界観や価値観が損なわれてしまうことを指します。
- 

## 問題 55:支援者のバーンアウト(燃え尽き症候群)

正解:3

- **解説**:
    - バーンアウトの3要素(マスラックによる定義)を理解しているかが問われています。
    - **選択肢 3(正)**:「個人的達成感の低下」とは、自分の仕事に対して有能感や価値を感じられなくなり、自信を喪失している状態を指します。
    - **選択肢 2(誤)**:「機械的な対応」や「相手への気遣いがおろそかになる(非人間的な対応)」状態は、「脱人格化(脱パーソナライゼーション)」の説明です。
    - **選択肢 4(誤)**: 疲れ切って何も手につかない状態は、「情緒的消耗感」に近い説明です。「脱人格化」は、相手を物のように扱う冷淡な態度を指します。
    - **選択肢 5(誤)**: バーンアウトを防ぐには、プライベートを犠牲にするのではなく、仕事と私生活の境界線を明確に引く(ワークライフバランス)ことが不可欠です。
- 

## 問題 56:スーパービジョンの3機能

正解:1

スーパービジョンには、カドゥシン(Kadushin)らが提唱した「支持的」「管理的」「教育的」の3つの機能があります。事例の会話からそれぞれの役割を分類します。

- (A)支持的機能(Supportive Function)

- **解説:** スーパーバイザーが「大変なケースばかりで申し訳ない」「頼りにしている」と労い、心理的な負担を軽減しようとしています。バーンアウトを防ぎ、やる気を維持させるための関わりです。
  - **(B)管理的機能(Administrative Function)**
    - **解説:** 「持ちケースは 50 件」「動いていないケースの確認」「終結(クローズ)の重要性」など、業務の量や質、組織の基準を守らせるためのマネジメントを行っています。
  - **(C)教育的機能(Educational Function)**
    - **解説:** 事例検討での講師の助言を振り返り、「対話方法」や「安全を保障する養育計画の作成ポイント」など、専門的な知識や技術を身につけさせようとしています。
- 

## 問題 57: 特定妊婦への支援

正解: 3

- **解説:**
    - **選択肢 3(正):** 特定妊婦(出産後の養育に支援が必要な妊婦)は、出産前であっても必要に応じて**母子生活支援施設**に入所して、安全な環境で出産に備えることが可能です。
    - **選択肢 1(誤):** 助産制度(経済的理由で入院出産が困難な場合に費用を援助する制度)は所得制限などがあり、すべての特定妊婦が利用できるわけではありません。
    - **選択肢 2(誤):** DV 防止法に基づく**接近禁止命令**の期間は、2023 年の法改正により、これまでの 6 ヶ月から **1 年間に延長**されました(2024 年 4 月施行)。3 年間ではありません。
    - **選択肢 4(誤):** 要保護児童対策地域協議会(要対協)は、**出産前**であっても、特定妊婦の支援のために必要があるときは、関係機関に対して情報提供を求めることができます。
    - **選択肢 5(誤):** 特定妊婦に関する相談は、市町村(こども家庭センターなど)だけでなく、**児童相談所**でも受け付けています。
-

## 問題 58:事例問題(Aさんへの初回家庭訪問)

正解:3

解説

20代の母親Aさんは、過去の経緯から支援者に対して不信感を抱いており、拒絶的な態度をとっています。ソーシャルワーカーにとって、初回の対面で最も重要なのは「評価」や「指導」ではなく、「信頼関係(ラポール)の形成」です。

- **選択肢 1・2(不適切)**:「支援は不可避」「不適切な養育」と断定したり、高圧的な態度をとったりすることは、Aさんの心をさらに閉ざし、今後の支援を不可能にするため不適切です。
- **選択肢 3(適切)**: 通報があった事実は誠実に伝えつつ、「話を聴きたい」「一緒に考えたい」というパートナーシップ(共に歩む姿勢)を示すことが、相談援助の第一歩として最も適切です。
- **選択肢 4(不適切)**:「世代間連鎖」という専門用語での助言は、初対面では唐突すぎて相手を追い詰めます。まずは今の生活を支えることが優先です。
- **選択肢 5(不適切)**: 書面での約束は強制的・事務的な印象を与え、Aさんの心理的な壁を高くしてしまいます。

---

## 問題 59:新しい社会的養育ビジョン(2017年)

正解:4

解説

2017年の「新しい社会的養育ビジョン」は、施設養育から家庭養育(里親・養子縁組)への大胆な転換を打ち出したものです。

- **選択肢 4 が正しい理由**: 里親委託を飛躍的に増やすため、民間団体を活用した「フォスターリング機関(里親支援機関)」の整備が重要な施策として位置づけられました。
- **不適切な選択肢**:
  - 1: 児童相談所だけでなく、より身近な「市区町村」の相談支援体制の強化を重視しています。

- 2: 司法管理下での支援という記述は一般的ではありません。
  - 3: 施設養育は「できる限り短期間」とし、早期の家庭復帰や家庭養育への移行を目指しています。
  - 5: 養子縁組の判断や決定の主軸は、主に児童相談所が担います。
- 

## 問題 60: 子ども家庭福祉におけるソーシャルワーク

正解: 4

解説

ソーシャルワークの各工程(プロセス)の定義を問う問題です。

- **選択肢 4 が正しい理由: モニタリング**は、支援開始後にその計画が適切に進んでいるか、状況に変化がないかを定期的に確認するプロセスを指します。
  - **不適切な選択肢:**
    - 1: **ケースマネジメント**は、対象者のニーズに合わせて、地域の様々なサービスを調整・連携させる手法です。
    - 2: **インテーク**は、最初の受理面接のことです。支援計画の作成は「プランニング」です。
    - 3: **アセスメント**は、情報の収集と分析のことであり、初回面接だけでなく支援の過程で継続的に行われるものです。
    - 5: 記述の内容は「アフターケア(終結後のフォロー)」に該当します。**アウトリーチ**は、支援を必要としているが窓口に来ない人のもとへ、こちらから出向いていく活動のことです。
- 

## 問題 61: 過去に虐待を受けた経験を持つ母親(Wさん)への支援

正解: 5

解説

Wさんは自身が虐待を受けた経験から「自分も母親のように子どもを虐待してしまうのではないか」という強い不安(虐待の世代間連鎖への恐怖)を抱えています。

- **選択肢 1・2(不適切)**: 「大丈夫」「自分を信じて」といった安易な励ましや、支援者の個人的な体験談の押し付けは、Wさんの深刻な不安を軽視することになり、適切な支援とは言えません。
  - **選択肢 3(不適切)**: 精神科への受診を即座に勧めるのは、Wさんの不安を「病気」として片付けてしまう印象を与え、心理的な壁を作ってしまう可能性があります。
  - **選択肢 4(不適切)**: 「社会的養育が妥当だ」と決めつけるのは、Wさんの「育てたい」という意向や努力を否定することになり、親子の愛着形成を阻害する恐れがあります。
  - **選択肢 5(適切)**: Wさんの不安を正面から受け止め、**要保護児童対策地域協議会(要対協)**などの多機関で連携し、「**チームで支えていく体制**」を整えることを提案するのが、最も安心感に繋がる適切な対応です。
- 

## 問題 62: 重層的支援体制整備事業について

正解:4

解説

社会福祉法第 106 条の 4 に規定されている、複雑化・複合化した課題(8050 問題やダブルケアなど)に対応するための新しい支援の仕組みです。

- **選択肢 1(不適切)**: 単なる事務の効率化ではなく、分野を超えた「包括的な支援」が目的です。
  - **選択肢 2(不適切)**: 段階的にではなく、最初から一体的・包括的に支援を届けることを目指します。
  - **選択肢 3(不適切)**: 環境整備も含まれますが、事業の本質は「属性を問わない包括的な相談・参加支援・地域づくり」の 3 つの柱にあります。
  - **選択肢 4(適切)**: 「属性を問わない包括的な支援」が最大の特徴です。高齢、障害、子どもなど、これまでの縦割り(分野別)の枠組みを超えて、本人や世帯をまるごと受け止める支援を行います。
  - **選択肢 5(不適切)**: 業務を減らすための仕組みではなく、既存の支援ではこぼれ落ちてしまう人々を救い上げるための、支援体制の再構築です。
-

## 問題 63: 多職種・多機関の連携

【正解】 1、5

### 解説

連携において、支援者が持つべきマインドセットとスキルに関する設問です。

- **選択肢 1 が適切な理由:** 自分の職種の専門性や限界(できること・できないこと)を正しく理解しているからこそ、他職種の専門性を尊重し、助けを求めることができます。これが連携の第一歩です。
- **選択肢 5 が適切な理由:** 異なる立場が集まれば意見の対立は起こり得ます。それを隠すのではなく、違いを明確にした上で、共通のゴール(利用者の利益)を見つけ出し、解決策を柔軟に探ることが求められます。
- **誤答のポイント:**
  - 2: 対立を恐れて支援を控えるのは、利用者不在の判断であり不適切です。
  - 3: コーディネーター(調整役)は重要ですが、他のメンバーも主体的に関わる必要があります。
  - 4: 自領域のニーズだけを主張し続けるのは「多職種連携」ではなく「職域の固執」であり、連携を阻害します。

---

## 問題 64: 虐待の疑いがある事例への初期対応

正解: 4

### 解説

この事例には、見逃してはならない「3つの緊急リスク」が含まれています。

1. **対象が乳児(6か月)であること:** 乳児は自ら逃げることができず、少しの衝撃が致命傷(揺さぶりや頭部打撲など)になるため、最優先の保護対象です。
2. **顔面(こめかみ)に痣があること:** 身体的虐待の明らかな証拠であり、乳児が自分でこめかみに痣を作ることは通常考えにくいいため、非常に危険なサインです。
3. **金曜日の朝であること:** 今日対応しなければ、子どもはリスクが高い状態で週末(土日)を家庭で過ごすこととなります。週明けの対応では遅すぎます。